明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四）　一
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五）　二
○鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（国土交通二）　四

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二）　四
○在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件（出入国在留管理庁一）　五
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一）　五
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一一八、一一九）　六
○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定をした件（関東地方整備局一二）　六
○都市計画に関する件（同一三）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局七～九）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　法務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（関東運輸局最低賃金公示一、近畿運輸局同一、沖縄総合事務局同一）　一〇
国家試験
令和元年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、北朝鮮特定貨物の保管関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　一九

省令

○経済産業省令第四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第四条及び第三十一条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年一月二十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（無許可製造数量） **第三条**　法第四条但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、次の各号によるものとする。 一　理化学上の実験又は医療の用に供するために製造する場合には、信号焔管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬又は爆薬換算二百グラム以下 二　鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、一日につき実包又は空包二百個以下 二の二　国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む。）であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、一日につき実包二百個以下 イ　オリンピック競技大会 ロ　アジア競技大会 ハ　世界射撃選手権大会 ニ　アジア射撃競技選手権大会 三　法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包又は空包百個以下	（無許可製造数量） **第三条**　法第四条但書の規定により許可を受けないで製造することができる火薬類の数量は、左の各号によるものとする。 一　理化学上の実験または医療の用に供するために製造する場合には、信号焔管、信号火せんもしくは煙火またはこれらの原料用火薬もしくは爆薬にあつては一回につき四百グラム以下、その他のものにあつては一回につき爆薬または爆薬換算二百グラム以下 二　鳥獣の捕獲もしくは駆除または射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、一日につき実包または空包二百個以下 ［新設］ 三　法第十七条第一項第三号に規定する者が鳥獣の捕獲または駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包または空包百個以下